

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号中、「第二十三条第二項において」を、「以下」に改める。
第八条の見出し中、「当り」を、「当たり」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十七条に規定する人事委員会で定める時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における祝日法による休日の日数及び年末年始の休日の日数から土曜日（土曜日の日数）を減じたもの（八時間）を乗じて得た時間とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該時間に当該各号に定める規定により定められたその者の勤務時間を条例第三十一条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間）とする。

一 育児短時間勤務職員等 育児休業条例第十八条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十一条第一項ただし書

二 再任用短時間勤務職員 条例第三十一条第二項又は第四項

三 任期付短時間勤務職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 条例第三十一条第三項（育児休業条例第二十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項

第十六条の二中、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給」を、「五号給」に改め、同条各号を削る。

第二十九条の二第一項中、「別表第三」を、「別表第三」に改め、「とし、同項の人事委員会規則で定める公書は別表第三の二に掲げる公書」を削り、同条第二項中、「及び別表第三の二」を削る。

第三十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項本文」を、「第一項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が条例第三十七条の四第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「条例第三十七条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第三十一条第二項中、「百分の二十五」を、「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 時間外勤務手当の支給対象となる時間のうち条例第十四条第四項に規定する六十分時間を超える全時間 百分の五十
二 前号以外の時間 百分の二十五
第三十一条に次の一項を加える。

5 条例第十四条第四項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を条例第三十二条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替（第六十五条第二項に規定する週休日の振替をい
い、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を条例第三十三条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日）に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日
日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日
日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

当該月における週休日の振替（第六十五条第二項に規定する週休日の振替をい
い、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日
であるものに限る。）により週休日に変更された日

当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合
当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休
日までの間の原週休日

当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合
当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休
日までの間の原週休日

三 前一号に掲げる職員以外の職員 前一号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委
員会が定める日

第三十三条第二項中「又は次項」を、「、条例第三十七条の四第一項の規定により割り
振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又
は次項」に改める。

第三十四条第一項第二号及び第三号中「県立病院等」を、「希望が丘学園」に改め、
「又は歯科医師」を削り、同条第二項第二号中「のうち人事委員会の定めるもの」を削
り、同項第四号中「及び同号二の勤務のうち人事委員会の定めるもの」を、「のうち人事
委員会の定めるもの及び同号二の勤務」に改める。

第三十五条第一項中「に時間外勤務」の下に、「、時間外勤務代休時間にした勤務」を
加える。

第三十六条第三項の表第十四号の業務の項中「若しくは皇太子妃」を、「、皇太子妃、
文仁親王若しくは悠仁親王」に改める。

第三十八条の三第二項を削り、同条第三項中「第三号」を、「第二号」に改め、同項を
同条第二項とする。

第三十八条の四第一項中「警察本部及び」を削り、同条第二項中「、病院」を削り、
同条第三項第一号中「（病院に勤務する者が、心身に著しい負担を与えると人事委員会

が認める作業に従事した場合には、千円）」を削り、同項第二号中「（病院に勤務
する者が、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合におい
ては、二千二百円）」を削る。

第三十八条の八第一項中「病院に勤務する看護師及び准看護師が行う精神障害者又は
その疑いのある者の診療の介助等の業務並びに」を削る。

第三十八条の十一第一項から第三項までの規定中「第一号」を削り、同条第四項及び
第五項を削る。

第三十八条の十三第五項中「、病院」を削る。

第三十八条の二十三第一項中「保健所及び」を削り、同条第三項第一号を削り、同項
中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項中「保健所又は保健環境研究
所に勤務する職員にあつては、業務」を「業務」に改める。

第三十九条第三項中「で法第十五条の二第二項に規定する指定地に勤務するもの」を
削り、「同項」を「法十五条の二第二項」に、「当該指定地又はその他の指定地において
学校教育を受けるとき及び同条第三項の外務大臣が定める地に勤務する職員の年少子女
が指定地において学校教育を受けるとき」を「適当な学校教育を受けるのに相当な経費
を要すると任命権者が認める場合」に改め、同条第七項中「限り、法第十五条の三第二
項の規定の例により」を「おいては人事委員会の承認を得て」に改め、同条第八項中
「同条第四項の規定の例による」を「任命権者が人事委員会の承認を得て認めるものと
する」に改める。

第四十四条の六中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、
同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十条の六第一項の規定により人事委員会が指定する学校は、別表第五の三の
とおりとする。

第四十七条第一項及び第二項第二号中「別表第五の三」を「別表第五の四」に改める。
第四十八条の二中「規定する」の下に「人事委員会規則で定める」を加え、「百分の
十」を「百分の五」に改め、同条ただし書中「百分の六」を「百分の三」に改める。

第四十八条の九中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に、「百分の八」を「百
分の四」に改める。

第六十九条の十四の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第六十九条の十五 条例第三十七条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、条例

第六十九条の十五 条例第三十七条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、条例

第十四条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「六十時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日まで

2 任命権者は、条例第三十七条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第三十九条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における条例第十四条第四項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)(当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育児休業条例第十八条(育児休業条例第十四条第一項において準用する場合を含む。)(又は第二十三条の規定により読み替えて適用する条例第十四条第二項に規定する八時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

四 条例第十四条第三項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は八時間(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は八時間となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第三十七条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第三十七条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。第七十条第一項中、「条例第三十九条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。」を削る。

第七十五条第一項第二十七号中「週休日」の下に、「、条例第三十七条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

別表第一病院の項及び県立看護大学の項を削る。

別表第一の三知事の部本庁の項中、「、研究開発総括監」を削り、「出納事務局長」の下に、「、秘書広報総括監」を加え、「医療技監」を「研究開発総括監」に改め、「、介護支援監、建設産業企画監」を削り、「技術総括監(人事委員会の認めるものに限る。)」の下に、「、学校連携企画監」を加え、「県立病院・看護大学法人化推進室長、食品安全推進室長」を「食品安全推進室長、APEC推進室長」に改め、「、個人住民税徴収企画監」及び、「情報基盤対策監」を削り、「先端技術企画監」を「プロジェクト研究企画監」に改め、「看護企画監」の下に、「、県立病院・看護大学法人企画監」を加え、「APEC推進企画監、地場産業対策監」を「新エネルギー企画監」に、「入札制度企画監」を「入札制度・建設業企画監」に改め、「、交通安全対策監」、「、障害者スポーツ企画監」及び、「総合財務企画監、会計事務検査監」を削り、同部振興局の項中

四種	(振興局の事務所の課長(振長を除く。))を除く。	六種	を	管理監
				課長(振興局の事務所の課長(振興課長を除く。))を除く。、主幹
に改め、同部名古屋事務所の項を削り、同部職員研修所の項の次に次のよ				

課長
興課

六種

うに加える。

歴史資料館	館長	四種
-------	----	----

別表第一の三知事の部県立看護大学の項を削り、同部衛生専門学校の中、「副校長、課長」を「課長」に改め、同部病院の項を削り、同部精神保健福祉センターの項中、「管理監」を削り、地域農業改良普及センターの項を削り、同表教育委員会の部国際園芸アカデミーの項中、「副学長」を「学長、副学長」に改め、同部伊自良青少年自然の家の項、関ヶ原青少年自然の家の項、土岐少年自然の家の項及び御嶽少年自然の家の項を削る。

別表第一の四中「(第二十四添欄係)」を「(第24添欄係)」に改め、同表6の表中

4級	二種	100,300円	を	5級	二種	105,500円	に改める。
4級	二種	100,300円	を	4級	二種	100,300円	

別表第一の五中「(第二十四添欄係)」を「(第24添欄係)」に改め、同表6の表中

4級	二種	76,900円	を	5級	二種	96,100円	に改める。
4級	二種	76,900円	を	4級	二種	76,900円	

別表第三都道府県の項中「支給地域等」を「支給地域」に改め、同表中

名古屋市	三級地	を削り、同表備考中「支給地域等欄」を「支給地域欄」に改める。
大阪市	二級地	

別表第三の二を削る。

別表第五小学校の表高山市の項中

岩滝小学校	朝日小学校	を	朝日小学校	本郷小学校	に改め、
朝日小学校	本郷小学校		本郷小学校		

同表恵那市の項中「上矢作小学校」を削り、同表飛騨市の項中

地	地	を	山之村小学校	二級地	に改め、同表郡上市の項中「二級地」を「一級地」
---	---	---	--------	-----	-------------------------

莊川小学校	栴尾小学校	莊川小学校	栴尾小学校
-------	-------	-------	-------

に、「三級地」を「二級地」に改め、同表下呂市の項中「上原小学校」を削り、同表揖斐郡の項中「一級地」を「二級地」に改め、同表加茂郡の項中「福地小学校」を削り、

別表第五中学校の表高山市の項中	莊川中学校	朝日中学校	北稜中学校	一級地	を	朝日中学校	莊川中学校	北稜中学校	二級地
-----------------	-------	-------	-------	-----	---	-------	-------	-------	-----

級地	級地	に改め、同表恵那市の項中「恵那北中学校」を削り、同表飛騨市の項中	宮川	山之
----	----	----------------------------------	----	----

中学校	一級地	を	山之村中学校	二級地	に改め、同表揖斐郡の項中「一級地」を「二級地」に改める。
村中学校	三級地				

別表第五の二中

中津川市	神坂小学校	を	高山市	岩滝小学校	に
神坂中学校			恵那市	上矢作小学校	

飛驒市
河合小学校
河合中学校

を

飛驒市	河合小学校
河合中学校	河合中学校
宮川小学校	宮川小学校
宮川中学校	宮川中学校
下呂市	上原小学校

に改める。

別表第五の三を別表第五の四とし、別表第五の二の次に次の一表を加える。
別表第五の三(第四十四条の六関係)

郡市名	学校名
恵那市	恵那北中学校

別表第七医療職給料表(一)の項中「病院長の職及び副院長」を「次長」に改め、同表医

療職給料表(二)の項中

副院長の職にある職員

百分の二十

を削る。

別記第三号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(産業教育手当に関する経過措置)

2 この規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第四十八条の二の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の八」とし、「百分の三」とあるのは「百分の五」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」とし、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。

(管理職手当を受ける者の定時制通信教育手当に関する経過措置)

3 改正後の規則第四十八条の九の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては同条中「百分の四」とあるのは「百分の六」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては同条中「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

(へき地手当に関する経過措置)

4 平成二十二年四月一日(以下「適用日」という。)(の前日においてこの規則による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)(別表第五又は別表第五の二の規定に基づきへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の規則別表第五又は別表第五の二の規定による指定に基づき支給されるへき地手当(以下「新手当」という。)(の月額が適用日の前日におけるへき地手当(以下「旧手当」という。)(の月額に達しないこととなるものについては、適用日以後当該職員が引き続き当該学校に勤務する場合)(当該学校の移転があつた場合を除く。)(においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当の月額に達するまでの間、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

5 適用日の前日において改正前の規則別表第五又は別表第五の二の規定により指定されていた学校(以下「へき地等学校」という。)(で適用日において改正後の規則別表第五から別表第五の三までの規定により指定されないこととなるもの(学校の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。)(は、適用日の前日に

当該学校に勤務する職員で適用日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、適用日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計を基礎として、行うものとする。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

6 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十六年岐阜県人事委員会規則第十号の二)を次のように改正する。附則第十二項中「別表第五の三」を「別表第五の四」に改める。

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則(昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(居住地)

第十条の二 旅費条例第十条の二の「居住地」には、次の各号に定めるものを含むものとする。

一 単身赴任をしている職員の配偶者等の居住地

二 配偶者を有しない職員の両親等の居住地

第十八条に次の一号を加える。

十三 第十条の二各号に規定する居住地から旅行した場合の旅費額が、在勤公署から旅行した場合の旅費額を超える場合(任命権者が認める場合を除く。)(には、その超える部分の金額に相当する額は、これを支給しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九号」を「第二十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「出納事務局長」の下に「、秘書広報総括監」を加え、「、医療技監」及び「、県立病院・看護大学法人化推進室長」を削り、「食品安全推進室長」の下に「、APEC推進室長」を加え、「全国豊かな海づくり大会推進事務局次長」の下に「、危機管理指導監」を加え、「、個人住民税徴収企画監」及び「、情報基盤対策監」

を削り、「先端技術企画監」を「プロジェクト研究企画監」に改め、「看護企画監」の下

に「、県立病院・看護大学法人企画監」を加え、「、介護支援監」を削り、「APEC推進企画監、地場産業対策監」を「新エネルギー企画監」に、「建設産業企画監、入札制度企画監」を「入札制度・建設業企画監」に改め、「、検査監」の下に「、学校連携企画監」を加え、「障害者スポーツ企画監」を「交通対策監」に改め、「、総合財務企画監、会計事務検査監」を削り、同表振興局の項中「所長」の下に「、管理監」を、「振興課長を除く。）を除く。）の下に「、主幹」を加え、同表地域農業改良普及センターの項

及び名古屋事務所の項を削り、同表中

職員研修所

を

職員研修所
歴史資料館

に改め、同表試験研究機関の項中「、主幹」を削り、同表県立看護大学の項

を削り、同表衛生専門学校の中「、副校長」を削り、同表病院の項を削り、同表精神保健福祉センターの項中「、管理監」を削り、同表情報科学芸術大学院大学の項中「センター長」を「産業文化研究センター長」に改める。

別表第三事務局の部本庁の項中「、管理及び調整に関する事項を整理する課長補佐」を削り、同表伊自良青少年の家の項、関ヶ原青少年自然の家の項、土岐少年自然の家の項及び御嶽少年自然の家の項を削る。

別表第七事務局の項中「管理調整担当」を「審査調整担当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

「	2 級	1 病院の医長の職務 2 医療業務を行う技術主査の職務	
	3 級	1 病院の部長の職務 2 医療機関の長（病院の長を除く。）の職務 3 医療業務を行う主任医長の職務	
		4 級	1 病院の長又は副院長の職務 2 困難な統括業務を行う医療機関の長（病院の長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う 医長の職務

別表第一中の表中

「	2 級	医療業務を行う技術主査の職務
	3 級	1 医療機関の長の職務 2 医療業務を行う主任医長の職務
		4 級

を

主任

「改め、別表第一中の表中

「	5 級	1 看護指導監の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする職務
	6 級	1 看護部長の職務 2 重要な統括業務を行う看護指導監
		7 級

業務を行う看護師長の

「	5 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護

「	6 級	看護部長の職務
	7 級	規模の大きい医療機関の看護部長の職務

職務

「改める。」

看護師長の職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十五項から附則第十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十四項の次に次の一項を加える。

（平成二十三年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

15 第六項から第十一項までの規定は、平成二十三年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十三年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十二年

一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十二年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十三年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中

「財団法人リバーフロント整備セン

ター（昭和六十二年九月一日に財

団法人リバーフロント整備センタ

ーという名称で設立された法人を

いう。）

地方独立行政法人岐阜県総合医療に改める。

「財団法人リバーフロント整備セン

ター（昭和六十二年九月一日に財

団法人リバーフロント整備センタ

ーという名称で設立された法人を

いう。）

地方独立行政法人岐阜県立多治見

病院

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人岐阜県立下呂温
泉病院
公立大学法人岐阜県立看護大学

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター